

✓ 定期的なチェックで早期対応を

「漏水かな」と思ったら

「水道の使用水量が増えている。漏水かもしれない」といった相談が増えています。

漏水はわずかな量でも次第に多くなります。

水道メーターや検針水量を確認するなど、定期的なチェックをして早期に発見しましょう。

兆候をチェックしよう

●特に理由がないのに、使用水量が増えている。

●蛇口をよく閉めたにもかかわらず、水が垂れている。

●水を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると音がする。

●水道管を埋めてある付近が湿っている。

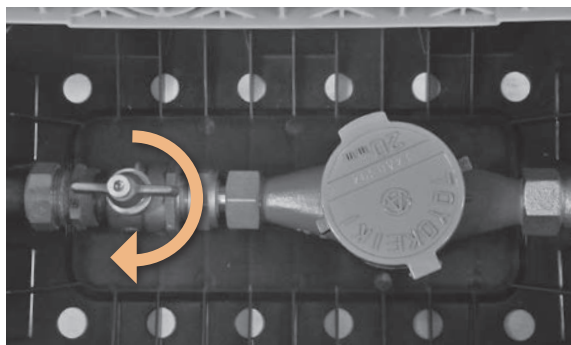
●水を使っていないのに、宅内から側溝などに排水している。

●水洗トイレの水を流していないのに、水が流れている。

漏水していたら

【宅内側の漏水】

蛇口や水洗トイレ、宅内の配管など、道路側から見て最初の止水栓(第1止水栓)から宅内側



右へ止まるまで回す

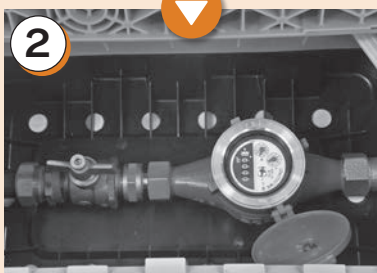
で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は利用者の負担となります。

メーターボックス内の止水栓を右に回すことで、水を止める

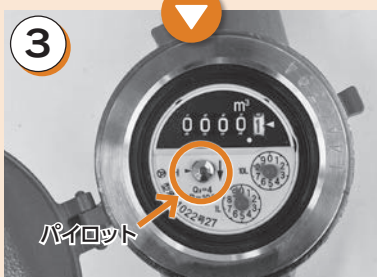
漏水の確認方法



1 家の蛇口を全て閉め、トイレや給湯設備などで水を使用していないことを確認します。



2 メーターボックスを開け、メーターのふたを開けます。



3 パイロットが少しでも回っていれば、どこかで漏水しています。旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。

【道路側(水道管)の漏水】

道路から第1止水栓の間で漏水している場合は、上下水道課に連絡してください。

料金はどうなるの？

道路などに埋設してある配水管から分岐して引き込まれた、

家庭の蛇口までの管を「給水装置」といいます。給水装置は皆

さんの財産であり、自分で管理

する必要があります。もし漏水

で通常より請求が高額になって

も、水道メーターで計量した水

量に対する料金は、支払う必要

があります。

ただし、次の条件を満たす場

合は、一部減額となることがあ

ります。

①地下や壁内、床下の漏水で、

地表や外観からは確認できず、

流水音もないなど、発見する

ことが困難な場合。

②漏水発見後、速やかに旭市指

定給水装置工事業者に連絡

し、修理をした場合。

※次の場合などは減免対象にな

りません。

●蛇口の閉め忘れなど、使用者

の不注意による場合。

●蛇口、水洗トイレ、給湯器な

どの器具の故障による場合。

●受水槽本体や受水槽の先から

漏水している。

●漏水を発見した日から2か月

以内に減免の申請をしていな

い。

し、修理をした場合。

※次の場合などは減免対象にな

りません。

●蛇口の閉め忘れなど、使用者

の不注意による場合。

●蛇口、水洗トイレ、給湯器な

どの器具の故障による場合。

●受水槽本体や受水槽の先から

漏水している。

●漏水を発見した日から2か月

以内に減免の申請をしていな

い。

●井戸水の配管を水道に切り替

えて使用している。

●無届けで給水装置を改造した。

問い合わせ先

旭市上下水道お客様センター

上下水道課工務班

☎ 63・8881

☎ 62・5364